

前橋勢多都市計画特定用途制限地域の変更（前橋市決定）

都市計画特定用途制限地域を次のように変更する。

種 類	面積	制限すべき特定の建築物等の用途の概要	備考
特定用途制限地域 （田園居住地区）	約 7,665ha	<ol style="list-style-type: none"> 1 店舗、飲食店、事務所その他これらに類する用途に供するもの（別記1は除く）で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの 2 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4 カラオケボックスその他これに類するもの 5 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの 6 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 7 倉庫業を営む倉庫 8 建築基準法別表第二（る）項に掲げるもの（別記2を除く） 	
特定用途制限地域 （沿道地区）	約 89ha	<ol style="list-style-type: none"> 1 店舗、飲食店、事務所その他これらに類する用途に供するもの（別記1は除く）で、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの 2 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 3 建築基準法別表第二（る）項に掲げるもの（別記2を除く） 	
特定用途制限地域 （地域拠点地区）	約 291ha	<ol style="list-style-type: none"> 1 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 2 建築基準法別表第二（る）項に掲げるもの（別記2を除く） 	

<p>特定用途制限地域 (産業共生地区)</p>	<p>約 158ha</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの 2 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 3 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの 4 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 5 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの 	
<p>合 計</p>	<p>約 8,203ha</p>		

※保安林の区域を除く

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

※ 別記 1

次のア及びイに掲げるものとする。

- ア 研究所
- イ 研修所

※ 別記 2

次のア及びイに掲げるものとする。

- ア 油脂の採取、硬化又は加熱加工施設
- イ 堆肥製造施設

理 由 書

都市緑地法等の一部を改正する法律の平成30年4月1日施行に伴い、建築基準法の一部が改正されることにより、変更を行うもの。